

「会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）」の解説

公認会計士 うちだ あきひこ 内田 彰彦

1. はじめに

平成27年2月6日に、日本公認会計士協会は、「会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について」（公開草案）を公表し、コメントを募集している。コメントの募集期間は3月9日までで、公開草案の原文は日本公認会計士協会のホームページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/14_30.html）から入手できる。

本稿では公開草案の概要について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

また、本稿では、各会計基準等を以下のように略称し、すべてを総称して「会計基準等」という。

- 金融商品会計基準：
企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）
- 金融商品実務指針：
会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 最終改正 平成26年11月28日 日本公認会計士協会）
- 金融商品会計Q&A：
「金融商品会計に関するQ&A」（平成12年9月14日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会）

2. 公表の経緯

企業会計基準委員会において、「ヘッジ会計の限定的な見直し」をテーマとしてヘッジ会計関連規定の修正の検討が行われた。その結果、「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバーを伴う取引」の二つの論点について対応が必要とされ、日本公認会計士協会に対して金融商品実務指針及び金融商品会計Q&Aの改正に関する検討依頼があった。

本公開草案は、日本公認会計士協会による検討の結果、金融商品実務指針及び金融商品会計Q&Aの

改正を行うものである。ただし、いずれも現行会計基準等での取扱いは明確であり、この取扱いの周知を目的とした改正案である。

なお、「回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か」に関してヘッジ会計関連規定の修正の検討項目となっていたが、基準諮問会議からの提言内容（ヘッジの非有効部分に関する重要な損益の繰り延べが生じないようにすることに留意しつつ、検討を行うこと）を満たしつつ、回帰分析の事後テストを導入することは現行ヘッジ会計の枠組みでは非常に困難と考えられるため、本公開草案においては取り扱っていない。

3. 公開草案の概要

(1) 異なる商品間でのヘッジ取引

「異なる商品間でのヘッジ取引」とは、例えば石油製品やLNGの価格変動リスクに対して原油スワップを用いてヘッジ取引を行うように、ヘッジ対象とヘッジ手段の商品や指標が異なる場合の取引をいう。異なる商品間でのヘッジが認められるか否かに関して会計基準等の取扱いは明確であり、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なるタイプのデリバティブ取引をヘッジ手段とすることは以前より可能である（金融商品会計基準第102項にある「クロスヘッジ」が該当）。

今回、この取扱いを周知するために金融商品実務指針第143項に一文を追加のうえ、結論の背景に第314-2項を新設する改正案を公表した。ただし、異なる商品間でのヘッジ取引についてはヘッジ非有効部分が存在する可能性があるため、ヘッジの有効性評価は相対的に複雑であり、有効性評価にあたっては十分な検討が必要と考えられる（金融商品実務指針第159項）。

金融商品実務指針第143項

…なお、他に適当なヘッジ手段がない場合には、ヘッジ対象と異なるタイプのデリバティブ取引を

ヘッジ手段として用いることもできる（金融商品会計基準第102項）。…

金融商品実務指針第314-2項

314-2. 金融商品会計基準第102項では、「他に適当なヘッジ手段がなく、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いるいわゆるクロスヘッジもヘッジ会計の対象となる。」とされており、利用可能なデリバティブ取引に制約がある場合には、ヘッジ対象と価格変動が類似する商品のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することが認められている。例えば、石油関連商品をヘッジ対象としてヘッジを行う場合に、流動性が高く価格変動が類似する原油関連のデリバティブを用いる場合などが該当する可能性がある。この場合、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的な関係や価格変動の推移から、ヘッジの有効性を事前に予測しておく必要がある。

(2) ロールオーバーを伴う取引

いわゆる「ロールオーバー」については、会計基準等において定義が行われていない。一般に、ロールオーバーを伴う取引には以下の2つのケースが考えられる。

● ケース1

長期のヘッジ対象に対して短期のヘッジ手段を連続的に継続する取引（当該取引は、ヘッジ対象の存続期間に対応する流動性の高いヘッジ手段が存在しないため、短期のヘッジ手段を連続的に指定する必要があることから生じる）

● ケース2

予定取引の実行可能性は極めて高いものの、資産又は負債の発生時期が当初の予定から後ずれしたことで、ヘッジ手段の決済が先行するため、資産又は負債の発生時期に合わせた新たなデリバティブ取引を契約する取引

上記のうち、企業会計基準委員会が日本公認会計士協会へ対応を求めたのはケース2のロールオーバーを伴う取引である。ケース2のロールオーバーを伴う取引は幅広い企業で直面する可能性があると考えられるが、会計基準等においてロールオーバーを行う前に繰り延べられていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額は、金融商品実務指針第180項及び第181項より、次のように取扱うことになる。

① 引き続き予定取引の実行が見込まれる場合、先行して決済されたヘッジ手段の損益又は評価差額をヘッジ対象に係わる損益が純損益として認識さ

れるまで繰り延べる。

② ただし、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の純損益として処理する。

上記のとおり会計基準等の取扱いは明確であるが、この取扱いを周知するために、金融商品会計Q&Aの「予定取引に関するヘッジ会計の中止と終了」にQ59-2を新設し、ケース2に該当するロールオーバーを伴う取引に関する会計処理の取扱いについて改正案を公表した。

金融商品会計Q&AQ59-2要旨

Q：当初、6か月後に輸入を予定している商品の仕入価格の変動リスクをヘッジするため、輸入の見込時期に合わせた商品スワップ契約（輸入時期の当該商品の市場価格を参照して固定価格と交換するスワップ契約）を締結していた。しかし、船積みの遅延から1か月程度、到着が遅れることが明らかとなったため、元の商品スワップ契約を満期に決済し、改めて到着見込時期の価格変動をヘッジする新たな商品スワップ契約を締結した場合の会計処理について。

A：上記のような新たな商品スワップ契約の締結は一般的に「ロールオーバー」と呼ばれる取引の一例である。この場合、当初のヘッジ手段である元の商品スワップ契約について、満期時点で商品の到着より先に決済がなされるため、ヘッジ会計の中止に該当する。本ケースの場合は、引き続き当初のヘッジ指定時に特定された商品の予定取引の実行が見込まれることから、それまでに繰り延べたヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、ヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで引き続き繰り延べることとなる（金融商品実務指針第180項）。

ただし、予定取引が実行されないことが明らかになったときはヘッジ会計の終了に該当する。この場合は、当該損益又は評価差額を当期の純損益として処理する（金融商品実務指針第181項）。

4. 適用時期

本公開草案の内容は現行の会計基準等における取扱いを周知するためのものであるため、公開草案確定版の公表日以後に適用することを予定している。

以上